

第1テーマ < これって権利侵害? >

今年の4月から障害者差別解消法が施行されました。「病院行きにくいなあ」「あの手続き、判りにくいけど」といった不具合や不都合を、「これって“権利侵害?”」といった切り口から捉え、どのような“合理的配慮”があったら良いのか意見交換しました。

○参加者 18名

○これってどうなの?

- ・食事会の予約をレストランにしたら、ブルーシートが敷いてあった。民生委員の方「障がい」という言葉だけで抵抗ある方も。
- ・行政窓口で手続きの際、面倒を掛けたくないという心理が働くから、説明を聞く一方で質問できなかったことを聞いた。行政の方にそのようなことがあることを学んで欲しい。
- ・就労支援の場から。差別ではないが、茅野市バスダイヤの改正で通所に利用していた方が通いにくくなった。通勤方法の見直しは障害があると特に難しい。
- ・通院時に医師から「障害者なんて診ない」という言葉、「治りゃしない」との暴言。診てもらわなきゃならないから苦情は出しにくい。行政から医師会に要望伝えて欲しい。
→センターでは苦情受付システムがある。匿名で第3者に伝えて対応する。不適切な対応について堂々と言えることが社会常識として定着するとよい。ドクターにも社会常識的なところを求めていく雰囲気は行政にも協力頂きながら作っていく必要がある。
- 特別支援学校の校医さん、指示に生徒が従わないと診ないで帰ってしまう医者があった。保健更生課に話をしたところ、次の年は全員の生徒を診てくれた。働きかけも必要。

○司法との連携

- ・一人で東京まで行ってしまおう方を迎えに行ったところ、警察から「管理が悪い」と言われた。別に悪いことはしていないのだが…障がいの特性を理解してもらおう活動が必要。
- ・県警で発達サポーターになってもらう取り組みがある。取調べで、これは自白の強要になってしまうのか?と考えて下さる方もいる。
- ・警察でのエピソード、知的障害がある方が万引きをした。「何を言っているかわからない」と連絡をくれ、先生が来るまで待っていてくれた。良い方もいる。その子はお腹が空いていて、ということがわかった。こちら側も直ぐ飛んでいくという姿勢で、お互いの協力体制の中でよい方向に進んでいければ。
- ・地元だと前もって連絡をしておける。グループホームでは一番近くの警察にはコンタクトを取っている。

○戸惑っているところです

- 差別解消法 4 月から。行政窓口整備されつつあるが相談は 1 件。どうやって対応したらよいか試行の段階。差別解消について当たり前のことと社会の雰囲気が変わればよい。顔の見える関係で話し合いの中で解決してかかれればよい。
- 行政窓口での対応、丁寧に対応しているつもりでも、相手がどう受け取っているのか。どのように対応していったらいいのか。
- 障がい別の対応を研修している。日常生活の中でも意識していかれる
- 作業訓練には目標工賃がある。9 割精神の方。目一杯作業できないことある。立ち仕事など知らずに無理強いになっているか心配。
- 差別解消法知られていない。合理的配慮、伝え方に迷いがある。一般就労を目指して訓練だが、「一般企業ではこうだよ」という発言もプレッシャーになるのか。A 型事業所利用の方、発言する方増えている。
- 入所施設。密室なので虐待起こりうる環境。利用者の方の平均年齢 65 歳。スタッフのスキルアップ図っていきたい。ショート利用の方が他の利用者の方に怪我をさせた。怪我を負った方は権利侵害されたことになるか。
- 公共のセンターを管理していると障がいがあってもなくても色々あるのかなと感じている。
- デイサービスで認知症の方が「うるさいから、あいつを黙らせろ」との訴え。調整難しい。